

岩手県監査委員告示第35号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第17号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県立東和病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成22年12月1日
 - (2) 本監査実施日 平成23年2月9日
- 3 監査結果の公表の日 平成23年5月13日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、不動産管理簿を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産の管理については、平成23年2月18日に不動産管理簿の整理を行った。 不動産管理簿については、財務会計システムにより出力した帳簿で管理することとし、変更等があった場合は速やかに処理することにより再発防止に努めることとした。